

道路通行掘削承諾

東京都大田区北糺谷一丁目 307 番地 5 家屋番号 307 番 5 の 1
借地権者 森川健治 殿 森川優子 殿

不動産の表示

所在地 東京都大田区北糺谷一丁目 307-5 及び 307-6

地目 宅地

現況 建築基準法第 42 条 1 項第 5 号の道路

私は、貴殿に対し、私が所有する上記土地（私道部分）に関する下記事項を承諾します。

記

1. 貴殿とその関係者による、人・車両の通行について。
2. 貴殿契約地における新築・増改築工事・解体工事等に伴う人（工事作業員）・車両（工事車両）の通行について。
3. 上下水道・ガス・電柱の新設・移設・整備を目的とする掘削について。
4. 私道整備に関する掘削について。

但し、上記承諾による、人・車両等が私道又はその付属設備、私道に面する家屋等を破損したとき、損害に対する一切の責任は貴殿によるものとし、貴殿より借地権を取得した第三者、および第三者からの更なる転得者が現れたときは、その転得者との借地権契約の円満な成立をもって本承諾はその者に引き継がれるものとする。

以上

平成27年 5 月 2 日

承諾者（私道：東京都大田区北糺谷一丁目 307-6 所有者）

住 所

大田区北糺谷一丁目 307-6

氏 名

森川 健治

